国会事故語の



6月16日(金)に閣議決定されたのが

平成28年度

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置

参考資料①

これは2012年に出された国会事故調の報告書に書かれた 7つの提言に対して政府が何をしたか?を年に1回報告する ものです。

国会事故調報告書

参考資料②

提言 1 規制当局に対する国会の監視

提言2政府の危機管理体制の見直し

提言3被災住民に対する政府の対応

提言4 電気事業者の監視

提言5新しい規制組織の要件

提言6 原子力法規制の見直し

提言7独立調査委員会の活用

このポスターシリーズ2016年11月4日に平成27年度の報告書を紹介し、7つの提言のうち2つに全く何も対処して

1と7は?

い点を指摘しました。 そしてその平成28年度版。 昨年度もこれまで同様に 提言1と提言7について 全く何もやってません。

目 次

第1章 本報告書の位置付け......1

第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が 鎌いな世界

参考資料 ①内閣府HP 国会事故調及び政府事故調の報告書の提言を受けた政府の取組状況のフォローアップ、政府事故調によるヒアリングの記録の公表 http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/fu_koukai/fu_koukai.html ②国会図書館HP Web Archiving Project 国会事故調 報告書 http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naiic.go.jp/report/

この対処していない2つの提言とは

規制当局に対する国会の監視

(前略) 規制当局を監視する目的で、 国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

歴代の規制当局と東電との関係について、 「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる

起きた点に求められると認識する。

何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、 今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である

提言7独立調査委員会の活用

国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、 民間中心の専門家からなる第三者機関として (原子力臨時調査委員会〈仮称〉)を設置する。 (後略)

> 報告書 は認識の共有化】 <mark>本編p.10(参考</mark>資料①)

報告書 ・結論 【事故の直接的原因】 <mark>本編p.13(参考</mark>資料①)

当委員会は、

「事故は継続しており、 被災後の福島第一原子力発電所の 建物と設備の脆弱性及び 被害を受けた住民への対応は 急務である」と認識する。 また「この事故報告が提出されるこ とで、事故が過去のものとされてし まうこと」に強い危惧を覚える。

そして世界に大きな影響を与え、 今なお続いているこの事故は、 今後も独立した第三者によって

監視、検証されるべきである

当委員会は、

政の直接的原因について、 「安全上重要な機器の 地震による損傷はないとは 確定的には言えない」 特に「1号機においては小規模の LOCAが起きた可能性を 否定できない」 との結論に達した。 しかし未解明な部分が残っており、 引き続き第三者による検証が 行われることを期待する

そもそも国会事実上最終日に閣議決定というのがふざけてます。この報告書を毎年国会に提出する ことは国会法附則第11項で定められています。今の日本は原子力緊急事態中です。つまりこれは 国の最優先事項の報告です。この報告は国会でしっかりチェックされなければいけないはずです。 前ページに目次の部分のコピーを出しましたが、項目ごとがっさり抜けている報告が問題になら ない方が問題です。

この抜けている2つの宿題は両方とも国会がその気になればすぐできるはずなんですが。